

議案第 6 号

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 6 年 2 月 2 5 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加西市国民健康保険税条例（昭和 42 年加西市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100分の6.20」を「100分の7.20」に改める。

第 4 条中「21,000円」を「24,000円」に改める。

第 5 条第 1 号中「22,000円」を「25,000円」に、同条第 2 号中「11,000円」を「12,500円」に、同条第 3 号中「16,500円」を「18,750円」に改める。

第 6 条中「100分の2.50」を「100分の2.90」に改める。

第 7 条中「7,000円」を「8,000円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「7,000円」を「8,000円」に、同条第 2 号中「3,500円」を「4,000円」に、同条第 3 号中「5,250円」を「6,000円」に改める。

第 8 条中「100分の2.00」を「100分の2.30」に改める。

第 9 条中「8,000円」を「9,000円」に改める。

第 9 条の 2 中「6,000円」を「7,000円」に改める。

第21条第 1 号ア中「14,700円」を「16,800円」に、同号イ中「15,400円」を「17,500円」に、「7,700円」を「8,750円」に、「11,550円」を「13,125円」に、同号ウ中「4,900円」を「5,600円」に、同号エ中「4,900円」を「5,600円」に、「2,450円」を「2,800円」に、「3,675円」を「4,200円」に、同号オ中「5,600円」を「6,300円」に、同号カ中「4,200円」を「4,900円」に、同条第 2 号ア中「10,500円」を「12,000円」に、同号イ中「11,000円」を「12,500円」に、「5,500円」を「6,250円」に、「8,250円」を「9,375円」に、同号ウ中「3,500円」を「4,000円」に、同号エ中「3,500円」を「4,000円」に、「1,750円」を「2,000円」に、「2,625円」を「3,000円」に、同号オ中「4,000円」を「4,500円」に、同号カ中「3,000円」を「3,500円」に、同条第 3 号ア中「4,200円」を「4,800円」に、同号イ中「4,400円」を「5,000円」に、「2,200円」を「2,500円」に、「3,300円」を「3,750円」に、同号ウ中「1,400円」を「1,600円」に、同号エ中「1,400円」を「1,600円」に、「700円」を「800円」に、「1,050円」を「1,200円」に、同号オ中「1,600円」を「1,800円」に、同号カ中「1,200円」を「1,400円」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 6 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第 35 条の 2 第 1 項の株式等」を「法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等」に、「法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等」を「法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等」に改める。

附則第 7 項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 21 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第 8 項及び第 9 項を削り、第 10 項を第 8 項とし、第 11 項を第 9 項とし、第 12 項を削り、第 13 項を第 10 項とする。

附則第 14 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 11 項とし、附則第 15 項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定、附則第 6 項の改正規定、附則第 7 項の改正規定、附則中第 8 項及び第 9 項を削り、第 10 項を第 8 項とし、第 11 項を第 9 項とし、第 12 項を削り、第 13 項を第 10 項とする改正規定、附則第 14 項の改正規定及び同項を附則第 11 項とし、附則第 15 項を削る改正規定並びに附則第 3 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 第 3 条から第 9 条の 2 までの改正規定及び第 21 条の改正規定による改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 附則第 3 項の改正規定、附則第 6 項の改正規定、附則第 7 項の改正規定、附則中第 8 項及び第 9 項を削り、第 10 項を第 8 項とし、第 11 項を第 9 項とし、第 12 項を削り、第 13 項を第 10 項とする改正規定、附則第 14 項の改正規定及び同項を附則第 11 項とし、附則第 15 項を削る改正規定による改正後の加西市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(審議資料)

国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険運営協議会の答申も踏まえ、国民健康保険税の税率を改正するもの。

【概 要】

課 税 区 分		改正前	改正後
医療給付費分	所得割額	6.2%	7.2%
	均等割額	21,000 円	24,000 円
	平等割額	22,000 円	25,000 円
後期高齢者支援金分	所得割額	2.5%	2.9%
	均等割額	7,000 円	8,000 円
	平等割額	7,000 円	8,000 円
介護納付金分	所得割額	2.0%	2.3%
	均等割額	8,000 円	9,000 円
	平等割額	6,000 円	7,000 円

(参考) モデルケースによる税額の比較

夫婦（ともに 40 歳代）、子供 2 人、給与収入 240 万円（所得 150 万円）の場合
25 年度 255,500 円
26 年度 293,800 円（前年度比 38,300 円増、15%増）